

「新居浜市上工下水道施設包括委託事業」事業契約書(案)等に対する質問及び回答

No.	資料名	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問事項	回答
1	事業契約書(案)	2	1	-	5	2		市の責任負担	汚泥有効利用事業を実施する場合の費用は「別紙9」によりサービス対価を変更するとあり、別紙9には「提案書を踏まえて調整する」とされています。しかしながらR8年5月に提出する提案書には、当該事業について提案する項目がありません。これについては、第5条3項の内容を含め、本施設の改築や新たな設備を導入する際には、SPCが新たに提案書を提出して、それを踏まえて調整する、と理解して良いでしょうか。	「事業契約書(案)」【別紙9】に示す「提案書を踏まえて調整する」とは、「募集要項」【別紙2】を基本として優先交渉権者の提案内容を踏まえて細部調整を行い、正式に契約内容に位置付けることを意味しています。 なお、市が実施する汚泥有効利用事業の影響により本包括委託事業において費用の増減が発生する場合は、募集要項別紙2の「2-2(1)市の実施する施設改良等に起因する費用の増減」に従ってサービス対価の改定を行うものとしており、R8年6月提出(予定)の提案書において、提案を求めるものではありません。
2	事業契約書(案)	3	1	-	7	1		公租公課の負担	「一切の租税を負担する」とありますが、法令・制度変更のリスクについてはR7年4月に公表された「実施方針P46リスク分担表」にもとづき、本事業に影響を及ぼす税制の変更等は発注者の負担と考慮して良いでしょうか。	「事業契約書(案)」第81条に税制改正に伴う取り扱いの原則を定めています。本事業の継続に影響を及ぼすほどの大幅な税制変更が発生した場合は協議によるものと考えています。
3	事業契約書(案)	3	1	-	8	1		契約の保証	契約の保証については、(4)公共工事履行保証と(5)履行保証保険の保証額の合計が、サービス対価の総額を保証する額となれば良いでしょうか。	契約保証については、内容に応じた保証ではなく、事業全体としての保証を求めていますので、合計ではなく単一の保証としてください。
4	事業契約書(案)	3	1	-	8	2		契約の保証	履行保証保険の保証期間は最長5年間となっております。当初契約時は前半5年間とし、後半5年間の事業開始時にその部分の保険証券を寄託することで良いでしょうか。また、この場合第8条2項に記載の通り、契約書類記載のサービス対価総額の1/10を1事業年度相当額とし、その1/10を契約保証金の額とすることで良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	事業契約書(案)	7	2	-	18	2		必要な契約の締結	「原則として構成員に委託し又は請け負わせなければならない」とありますが、要求水準書P5 2-4統括管理(3)にある通り地元企業へ発注する場合等は事前に市と協議して発注先を決めることで良いでしょうか。	地元企業の活用状況はモニタリングで確認することとしており、発注先の決定について市と協議を行うことは想定していません。
6	事業契約書(案)	7	2	2	18	2		構成員以外に委託する場合	事業者は「整備工事」は構成員以外に請け負わせることは禁止とあります。整備工事において、構成員が内作できない機器の場合は、当該製造メーカーに直接に作業させたほうが、コスト・納期面で優位な場合もあります。合理的理由があれば、構成員以外への請負もご協議お願いします。	「事業契約書(案)別紙1」(40)に記載されている構成員外委託禁止業務に定められている業務を除いては、構成員以外への委託または請け負わせることは可能です。
7	事業契約書(案)	9	2	-	23	3		統括遂行責任者の変更	不測の事態により急遽変更せざるを得ない場合は、専任配置まで時間の猶予をいただきたい。	不測の事態においては協議によることとします。なお、不測の事態においても事業を遂行する体制は確保する必要がありますので、必要な代替措置等を提案し、協議を行い承認することを想定しています。
8	事業契約書(案)	10	3	-	26		(1)	業務の報告	月間業務報告書の締切日は他イベントや天候の影響等による従事者の負荷を考慮し、柔軟に対応していただきたい。	契約に際して優先交渉権者との調整事項とします。
9	事業契約書(案)	12	4	-	35	1	-	本件施設の契約不適合責任等	本規定については、要求水準書別紙11に記載のある年間上限額の範囲内で対応するとの理解で宜しいでしょうか。	130万円を超え、市により実施する修繕については別紙11に記載のある年間上限額とは別に市の責任において修繕を実施します。なお、130万円以内は別紙11に記載のある年間上限額の中で修繕業務として対応することとします。
10	事業契約書(案)	12	4	-	35	3	-	本件施設の契約不適合責任等	事業開始以後、3年を経過した場合において、要求水準書別紙11に記載のある年間上限額の範囲内で対応するとの理解で宜しいでしょうか。	修繕についてはご認識のとおりですが、当該不適合を理由とした運転管理費等にかかる追加費用及び損害の負担の請求はすることはできません。
11	事業契約書(案)	12	4	-	35	3及び6		本件施設の契約不適合責任等	契約不適合責任期間「事業開始日以後3年以内」とありますが、1項に記載の「合理的に予測できないもの」には、地下に埋設された管渠等、が含まれていると考えます。物理的あるいは相当の技術力をもってしても状態が確認できないものに起因した損害及び費用については、要求水準書P75第10章10-1-1(3)-(イ)に準じた措置をお願いいたします。	「要求水準書」10-1(3)(イ)に基づく取り決めについては、事業開始後一定期間のうちに予定です。事業開始日より3年経過後に発覚する不適合事象への対応については、その取り決めに従ってください。
12	事業契約書(案)	12	4	-	35	7		本件施設の契約不適合責任等	上記(No11)の質疑の通り、市側の責任も有り得るため35条-7の削除あるいは条文の変更をお願いします	条文のままとします。
13	事業契約書(案)	15	5	2	39	3		事業者による施設改良等	「事業者に帰属する」とありますが、市が買い取る場合も想定されるので協議できる余地を残して頂きたい。	「事業契約書(案)」第96条をご確認ください。
14	事業契約書(案)	15	5	3	40	3		年度実施協定(コンサルタント業務)	国庫補助が要望額よりも低く業務内容(設計)を縮減したことと起因する処理場管理業務の追加費用額の举证責任は事業者側との理解です。費用算出方法のご協議をお願いします。	前者について、ご認識のとおりです。後者については、協議により決定する予定です。
15	事業契約書(案)	18	5	4	44	5		改築実施基本協定、年度実施協定	第40条の質疑同様に、国庫補助が要望額よりも低く必要な投資が実施できなかった場合の維持管理業務追加費用額の举证責任は事業者にあるとの理解です。算出方法についてご協議をお願いします。	前者について、ご認識のとおりです。後者については、協議により決定する予定です。

「新居浜市上工下水道施設包括委託事業」事業契約書(案)等に対する質問及び回答

No.	資料名	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問事項	回答
16	事業契約書(案)	20	5	4	44	7		改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事）	ここに記載の「市に損害」とはどのような事象を想定されていますか。	現時点で想定している事象はありませんが、ストックマネジメントに基づく改築と同時施工が効率的と事業者から提案のあった耐用年数未達の改築工事に伴う、中長期的な視点での工事費の増加等が該当するものと思われます。
17	事業契約書(案)	20	5	4	44	7		改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事）	上記において、施工後に工事部分の一部が補助対象外であったことが判明した場合も含まれるものと思料します。補助金返還にかかわる損害の負担についてご協議の場を設けていただきたく願います。	市と事業者での協議とします。
18	事業契約書(案)	24	5	4	53	1		市による検査及び引き渡し	「“事業者”は、前条・・・の「事業者」は、「市」はではないでしょうか。	記載が誤りのため、修正します。
19	事業契約書(案)	24	5	4	55	3	-	市による改築工事及び整備工事の対価の支払い	この規定の意味ですが、市の掃責事由により検査がなされないときに、検査について期限を徒過した日から検査した日までの日数が2項の対価支払いまでの日数(40日)から差し引かれるという意味でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	事業契約書(案)	31	6	-	65	1及び2		附帯事業の実施	第1項に「自らの責任及び費用負担において」とありますが、第2項には付帯設備の附設は「整備工事にかかる業務として実施」とあります。付帯事業の費用は整備工事として市から費用が支払われることで良いでしょうか。（「要求水準書P2第1章1-5-(2)付帯事業」に付帯事業は市の負担により実施する事業とあります。）	ご認識のとおりです。
21	事業契約書(案)	31	6	-	65	1	-	附帯事業	「…自らの責任及び費用負担において…附帯事業を実施する」とあります。募集要項等に対する質問回答No.11で「附帯事業に係る費用は、提案見積上限に含まれない」と回答されています。提案時においては、附帯事業費を除く金額にて提案させていただくとの理解で宜しいでしょうか。付帯事業費を含める場合、提案金額の記載に関する考え方をご教示ください。	附帯事業費は提案見積上限とは別に提案ください。なお、提案金額については、「様式集」【様式5-5-2】にご記載ください。
22	事業契約書(案)	32 50			68 110	3 3		サービス対価の変更協議の不調	契約書案には、サービス対価の変更、業務の引継ぎ期間、費用算定方法など、「協議の上で定める」とされる事項が複数ありますが、協議が不調に終わった際の最終的な決定権限（誰が、いつまでに決定するのか）を明確にしてください。	最終的な決定は事業者が事前に提示したうえで市側で決定することを想定しています。なお、決定については事業契約締結までを想定しています。
23	事業契約書(案)	33	9	-	71	-	-	プロフィットシェア	別紙12の第3項に記載のサービス対価の減額にある、甲乙シェアの割合については、市と事業者協議の上、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	事業契約書(案)	36	10	-	76	2	(4)	事業者の兼業禁止	愛媛県内の類似事業に関して貴市の承認の上で実施できるとされています。一方では、第73条2項(5)において、定款の目的を本事業の遂行に限定することとされています。定款に関して、第76条の趣旨を鑑み、幅広い目的とすることは可能でしょうか。	定款の目的として、「本事業に附帯する一切の事業」と記載することは差し支えありません。
25	事業契約書(案)	36	10	-	76	5		事業者の兼業禁止	「全て事業者の負担」とありますが、第2項の市の他の業務を本事業の範囲として実施する場合は、新規あるいは変更の事業契約を締結して実施すると推察します。そのため、この費用及び損害等の負担については、その新規契約の中で決定されるものとして良いでしょうか。	本条文は他の業務の実施の影響により本事業に発生する追加費用は全て事業者の負担とすることを定めているものであり、他の業務実施に伴い必要な費用については他の業務で賄われるべきものと考えています。なお、他の業務の実施に伴い増加する本事業の追加費用について他の業務で費用を負担するかどうかについては他の業務での判断すべき費用と考えています。
26	事業契約書(案)	38			80			法令改正による追加費用	法令改正に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、事業者の負担とする」と規定されていますが、例外の「特定法令改正」の範囲が限定的です。事業者の努力や予見可能性を超える法令改正についても、原則として市が責任を負うべきであり、この原則はPPP事業のリスク分担の一般的な考え方（予見可能性のないリスクは公共側が負担）に反します。「特定法令改正」の定義を拡大し、事業者の負担を軽減するよう求めます。	本事業へ直接影響する法令改正を「特定法令改正」として位置づけ、市の負担としています。【別紙1】定義集(81)をご覧ください。
27	事業契約書(案)	45	12	-	97	1	-	違約金	サービス対価総額ではなく、当該事象に関わるサービス対価に限定していただけないでしょうか。	事業契約の解除は部分的なものではなく事業全体での解除となりますので、現条文の通りとします。
28	事業契約書(案)	46	13	-	101	1	-	成果物の利用	成果物を無償かつ無期限で許諾がありますが、市と事業者協議の上との理解でよろしいでしょうか。	成果物について無償かつ無期限で許諾されることを前提とします。なお、成果物の利用に伴うランニングコスト等については有償となる場合もあると想定しています。
29	事業契約書(案)	48	6	13	105	1		知的財産権の対象技術の使用	ただし書きの「事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったとき」の举证責任は事業者の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「新居浜市上工下水道施設包括委託事業」事業契約書(案)等に対する質問及び回答

No.	資料名	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問事項	回答
30	事業契約書(案)	48	13	-	105	-	-	知的財産権の対象技術の使用	当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾とありますが、市と事業者協議の上との理解でよろしいでしょうか。	無償かつ無期限で許諾されることを前提とします。なお、利用に伴うランニングコスト等については有償となる場合もあると想定しています。
31	事業契約書(案)	50	14	-	110	2	-	契約の変更	令和11年10月末～と令和14年10月末～の計2回、要求水準書の変更協議が実施されるとありますが、それ以外に実施されないのでしょうか。業務を実施する中で、より良い提案があれば速やかに実施することで、市・事業者双方にメリットが生じると存じます。	契約の変更については事業契約書(案)に記載の通りとします。なお、プロフィットシェア等の対象となる提案等については当該条文とは別と考えています。
32	別紙13	-	-	-	-	-	-	不可抗力による追加費用及び損害の負担	事業者の負担が上限1%となっていますが、総額の1%だと1回(単年度)で発生した場合にSPCの負担額が大きくなってしまいます。1事業年度あたりの負担上限を設けていただきたいと存じます。	原案のとおりする想定です。
33	別紙13	-	-	-	-	4	-	雨水ポンプ場等維持管理業務	雨水ポンプ場は仕様書契約であり、また市の収益事業ではなく、雨水を排除して浸水被害を防止するための施設です。適切に管理しても損害が発生する可能性を含んでいるため、事業者の1%負担は除外していただきたいと存じます。	原案のとおりする想定です。
34	基本協定書(案)	2	-	-	3	1	-	事業予定者の設立	基本協定締結後、事業契約締結までに2か月となっておりますが、SPC設立に係る事務手続き、構成企業間の調整を鑑みると、少し余裕をいただけますと幸いです。他の事例において、3か月程度の事例もございますので、基本協定締結後に事業契約までの期間を3か月とすることをご検討いただけないでしょうか。	事業開始時期に影響がないことが確認できる場合は、事業契約締結の時期を調整することは可能です。
35	基本協定書(案)	3	-	-	3	2	-	事業予定者の設立	「出資企業は～組織変更を行わせてはならない」と記載されていますが、事業者(SPC)の組織変更との理解でよろしかったでしょうか。 SPC組織体制については、10年間の事業期を効果的な運営とするため、状況により見直すこともありうるものと思慮しますが、甲の承諾による組織変更を認めていただくなど、柔軟な建付けとしていただけないでしょうか。	前者について、ご認識のとおりです。 後者について、事業の効果的な運営に資する見直しについては、協議により組織変更を許容します。
36	基本協定書(案)	5	-	-	9	2	-	談合その他の不正行為による事業契約の不締結等	事業契約に規定されるべきサービス対価総額ではなく、当該事象に関わるサービス対価に限定していただけないでしょうか。	原案のとおりする想定です。
37	基本協定書(案)	7	-	-	12	-	-	本事業終了時の知的財産権対象技術	当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾とありますが、市と事業者協議の上との理解でよろしいでしょうか。	No. 30に同じ。